

市地域防災計画の改定について

市の地域防災計画を、県の地域防災計画の改定（令和3年3月）及び災害対策基本法の改正（令和3年5月）に合わせた修正をするとともに、市の行政組織機構の一部を見直したことによる修正をしたこと、新型感染症対策を考慮した記述を追加したこと、災害対策本部や指定避難所の防災力向上に関する記述を追加したこと、各種データの経年変化による修正をしたこと等について報告するもの。

市地域防災計画改定（令和3年）の考え方

市地域防災計画
(R 2. 7)

第1編	総則
第2編	風水害対策
第3編	震災対策
第4編	航空災害対策
第5編	鉄道災害対策
第6編	道路災害対策
第7編	危険物等災害対策
第8編	大規模な火事災害対策
第9編	林野火災対策
第10編	放射性物質及び原子力災害対策
資料編	
様式綴	

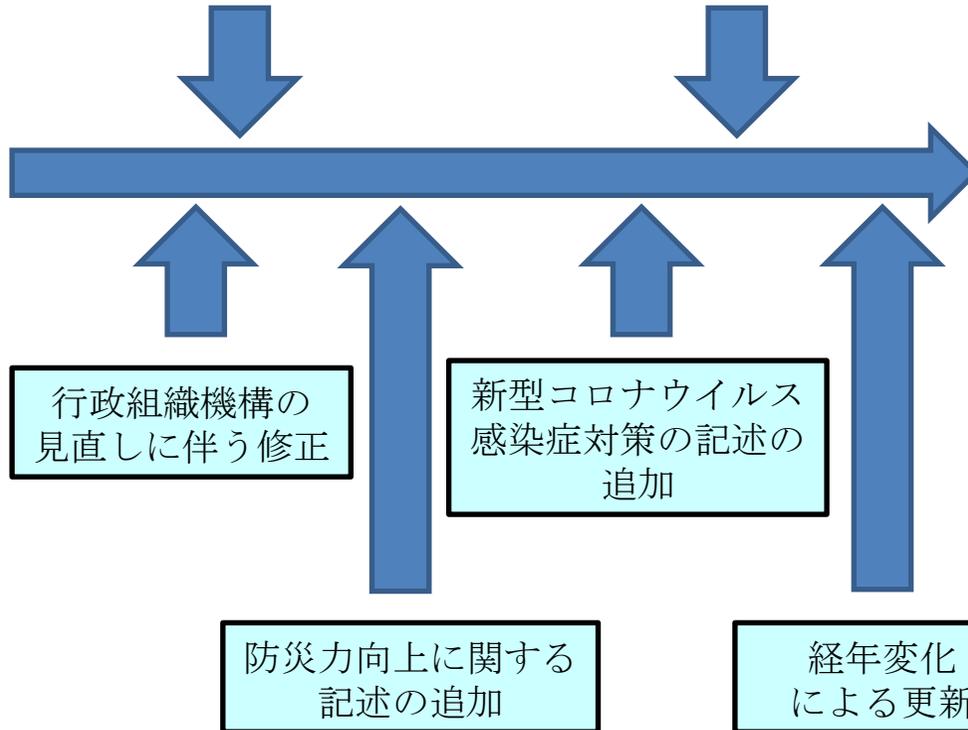
県地域防災計画
の改定
(R 3. 3)

- 風水害等対策計画編
- 地震災害対策計画編

災害対策基本法の改正
(R 3. 5)

市地域防災計画
(R 3. 6)

第1編	総則
第2編	風水害対策
第3編	震災対策
第4編	航空災害対策
第5編	鉄道災害対策
第6編	道路災害対策
第7編	危険物等災害対策
第8編	大規模な火事災害対策
第9編	林野火災対策
第10編	放射性物質及び原子力災害対策
資料編	
様式綴	



改定の主な内容

1 共通事項

- (1) 県地域防災計画の改定に伴う修正
県の地域防災計画の改定内容に合わせて、市の防災計画を修正
- (2) 災害対策基本法の改正に基づく修正
 - ア 避難勧告・避難指示を一本化等
 - イ 個別避難計画の作成について記述
- (3) 新型感染症対策を考慮した記述の追加
指定避難所における感染症対策など
- (4) 防災機能強化に関する記述の追加
災害対策本部の機能の強化や避難所機能の強化など
- (5) 市行政組織機構の改編に伴う修正
令和3年度行政組織機構の一部見直しに合わせて修正
- (6) 各種データを最新の情報に修正
市の現況などの各種データを最新の情報に更新

2 第1編 総則

南海トラフ地震情報発表時の文言の修正

3 第2編 風水害対策

(1) 第1章 災害応急対策計画

ア 第2節 土砂災害防止計画

[急傾斜地の崩壊危険個所一覧表] 及び [土石流の危険個所一覧表]
の所在地の表記を大字に統一

イ 第8節 情報通信設備等の整備計画

災害対策本部映像表示システムの整備など、防災機能の充実・強化に
ついて記述

ウ 第12節 防災訓練計画

感染症対策を考慮した訓練の実施について記述

(2) 第2章 災害応急対策計画 第11節 避難計画

指定避難所・指定緊急避難場所の追加及び削除

4 第3編 震災対策 第2章 震災応急対策計画

(1) 第2節 動員計画

南海トラフ地震情報発表時の文言の修正

(2) 第3節 災害情報の収集・伝達

ア 気象庁ホームページに基づく地震情報の修正

イ 南海トラフ地震に関する情報の追加

茨城県地域防災計画改定（令和3年3月）の概要 （地震災害対策計画編・風水害等対策計画編）

1 改定の背景

- (1) 防災基本計画の改定（令和2年5月）
- (2) 県の最新の取組を計画に位置付け

2 主要な改定項目

- (1) 災害リスクと取るべき行動の理解促進
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策
- (3) 広域的な災害時の防災対策
- (4) 被災者支援対策
- (5) その他

茨城県地域防災計画改定（令和3年3月）の概要 （地震災害対策計画編・風水害等対策計画編）

I 改定の背景

- 1 防災基本計画の改定（令和2年5月）
 - ① 令和元年東日本台風及び令和元年房総半島台風に係る検証を踏まえた水害・土砂災害からの避難対策、地方自治体への支援に係る改定
 - ② その他最近の災害対応の教訓や関係法令の改正を踏まえた改定
- 2 県の最新の取組を計画に位置付け
 - ① 県が策定した「新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所運営マニュアル作成指針」による避難所運営等に係る改定
 - ② 道の駅の防災拠点としての位置づけなど、広域的な災害時の防災対策に係る改定
 - ③ 県が締結した災害福祉支援ネットワークとの協定締結を踏まえた被災者支援対策に係る改定

II 主要な改定項目

1 災害リスクと取るべき行動の理解促進

- 災害リスクの周知等
ハザードマップ等の配布による居住地域の災害リスクや取るべき行動の周知、避難情報の理解促進

2 新型コロナウイルス感染症対策

- ① 避難所の感染症対策
 - ・県及び市町村は、避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、避難所の過密抑制や、ホテルや旅館等の活用を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して検討するように努めるものとする。
 - ・県及び市町村は、インフルエンザ等の感染予防のため、手洗い、うがいや咳エチケット、部屋の換気及びトイレ消毒等の保健指導や健康管理を行う。
 - ・市町村は、備蓄・調達品目の設定において、要配慮者への配慮やアレルギー対策及び感染症対策等を考慮する。
- ② 公的備蓄、流通備蓄の拡充
県及び市町村は、感染症対策用品（マスク、消毒液）などの拡充と感染症対策等を考慮した、生活必需品の選定・更新を行う。

茨城県地域防災計画改定（令和3年3月）の概要 （地震災害対策計画編・風水害等対策計画編）

II 主要な改定項目

3 広域的な災害時の防災対策

- ① 道の駅における防災拠点等の整備
県は、道の駅の持つ機能を活かし、災害直後は地域の避難所として貢献するとともに、広域的な被災地の復旧・復興の支援拠点として設置者である市町村と連携を図りながら、緊急物資の集積・分配や、自衛隊・消防・警察等による救援活動等の拠点として整備する。
- ② 物資拠点の選定
県及び市町村は、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努める。
- ③ 災害拠点病院の整備拡充
県の災害拠点病院の指定基準に基づき、病院は、新たに自家発電機及び3日分程度の備蓄燃料、3日分の容量の受水槽（又は井戸設備）の設備整備や、広域災害救急医療情報システム（EMIS）の習熟について努める。
- ④ 災害廃棄物の広域処理
市町村が行う災害廃棄物の処理について、県は、県内の廃棄物処理に関する社会資本を最大限に活用した上で、市町村において県内での処理が困難と見込まれる場合には、国の廃棄物処理支援ネットワークの活用等による県域を越えた広域処理を支援する。

4 被災者支援対策

- ① 要配慮者の避難所等における支援体制の確保
県及び市町村は、避難所等で福祉的支援を行うDWA Tが再市外発生時に迅速な派遣及び受け入れが可能となるよう、DWA Tに参加する福祉専門職、避難所運営の関係者に対する研修を推進する。
- ② ボランティア活動の促進に関する見直し
共助の取組であるボランティア活動を支援するため、気運の醸成や人材育成等の取組を推進する。

5 その他

- ① 災害救助法の改正
法改正により死体の処理及び埋葬費用と限度額の改定額を反映する。
- ② いばらき災害対応支援チームの位置づけ
大規模災害発生時に速やかに市町村を支援する仕組みとして、「いばらき災害対応支援チーム」の派遣について、地域防災計画へ明確に位置付ける。
- ③ 県の組織改編等に伴う班体制の見直し
県の組織改編に伴い、災害対策本部事務局について、昨年度の東日本台風時の対応を教訓に「応援・受援班」を新設するなど、防災体制の見直しを図る。

災害対策基本法の改正の概要 (避難勧告・避難指示の一本化等)

1 趣 旨

頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図る。

2 改正内容

(1) 災害時における円滑かつ迅速な避難の確保

ア 避難勧告・避難指示の一本化等

イ 個別避難計画の作成を努力義務化

ウ 災害発生のおそれ段階での国の災害対策本部の設置／広域避難に係る居住者等の受け入れに関する規定の措置等

(2) 災害対策の実施体制の強化

ア 非常災害対策本部の本部長を内閣総理大臣に変更

イ 防災担当大臣を本部長とする特定災害対策本部の設置

ウ 内閣危機管理監の中央防災会議の委員への追加

災害対策基本法の改正の概要 (避難勧告・避難指示の一本化等)

<課題>

本来避難すべき避難勧告のタイミングで避難せず、逃げ遅れにより被災する者が多数発生。

避難勧告と指示の違いも十分に理解されていない。

〔住民アンケート〕	・避難勧告で避難すると回答した者：26.4%
	・避難指示で避難すると回答した者：40.0%



<対応>

避難勧告・指示を一本化し、従来の勧告の段階から避難指示を行うこととし、避難情報のあり方を包括的に見直し。

災害対策基本法の改正の概要
(避難勧告・避難指示の一本化等)



災害対策基本法の改正の概要
(避難勧告・避難指示の一本化等)

警戒 レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保※1
 <警戒レベル4までに必ず避難！> 			
4	災害の おそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示 (注)
3	災害の おそれあり	危険な場所から高齢者等は避難※2	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	今後気象状況悪化 のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではない

※2 警戒レベル3は、高齢者等以外の人にも必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングである

(注) 避難指示は、令和3年の災対法改正以前の避難勧告のタイミングで発令する

避難指示等の発令基準（風水害対策）

改定前

第11節 避難計画

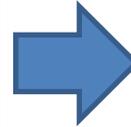
3 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報の発令基準

市において、避難勧告等を発令する場合は、水戸地方気象台からの注意報・警報及び気象情報、国土交通省からの河川情報などを指標として判断する。

(1) 判断の目安

ア 【警戒レベル3】 避難準備・高齢者等避難開始

【警戒レベル3】 避難準備・高齢者等 避難開始の 発令基準 (避難行動要支援者)	<ul style="list-style-type: none">① 大雨洪水注意報又は大雨洪水警報、暴風警報等が発せられ避難の準備を要すると判断されたとき② 河川がはん濫注意水位（霞ヶ浦：2.1m、恋瀬川：3.0m）到達、または、はん濫注意水位到達を予測できる場合③ 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況または予報で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」の場合④ その他諸般の状況から<u>避難準備</u>を要すると認められるとき
---	---



改定後

第11節 避難計画

3 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令基準

市において、避難指示等を発令する場合は、水戸地方気象台からの注意報・警報及び気象情報、国土交通省からの河川情報などを指標として判断する。

(1) 判断の目安

ア 【警戒レベル3】 高齢者等避難

【警戒レベル3】 高齢者等避難の 発令基準 (避難行動要支援者)	<ul style="list-style-type: none">① 大雨洪水注意報又は大雨洪水警報、暴風警報等が発せられ避難の準備を要すると判断されたとき② 河川がはん濫注意水位（霞ヶ浦：2.1m、恋瀬川：3.0m）到達、または、はん濫注意水位到達を予測できる場合③ 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況または予報で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」の場合④ その他諸般の状況から<u>高齢者や障害のある人の避難</u>を要すると認められるとき
---	--

避難指示等の発令基準（風水害対策）

改定前

イ 【警戒レベル4】 避難勧告

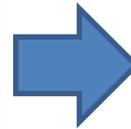
<p>【警戒レベル4】 避難勧告の 発令基準</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 気象台から記録的短時間大雨情報（茨城県の発表基準：1時間降水量100mm以上）があったとき ② 土砂災害警戒情報があったとき ③ 土砂災害に関するメッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」の場合 ④ 河川が避難判断水位（霞ヶ浦：2.5m、恋瀬川：3.7m）到達、または、避難判断水位到達を予測できる場合 ⑤ 時間あたりの雨量が50mmを超え、なおも同程度の雨量が見込まれるとき ⑥ その他人命保護上、<u>避難の勧告</u>を要すると認められるとき
------------------------------------	--

ウ 【警戒レベル4】 避難指示（緊急）

<p>【警戒レベル4】 避難指示（緊急）の 発令基準</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 状況が更に悪化し、避難すべき時期が切迫したとき ② 河川がはん濫危険水位（霞ヶ浦：2.6m、恋瀬川：4.2m）到達、または、はん濫危険水位到達を予測できる場合 ③ 土砂災害警戒情報が発表され、かつ土砂災害に関するメッシュ情報で「<u>実況で土砂災害警戒情報の基準に到達</u>」の場合 ④ その他緊急に避難する必要があると認められるとき
--	---

エ 【警戒レベル5】 災害発生情報

<p>【警戒レベル5】 災害発生情報の 発令基準</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 決壊や越流等、災害が発生した場合 ② 土砂災害が発生した場合
--------------------------------------	---



改定後

イ 【警戒レベル4】 避難指示

<p>【警戒レベル4】 避難指示の 発令基準</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 気象台から記録的短時間大雨情報（茨城県の発表基準：1時間降水量100mm以上）があったとき ② 土砂災害警戒情報があったとき ③ 土砂災害に関するメッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」の場合 ④ 河川が避難判断水位（霞ヶ浦：2.5m、恋瀬川：3.7m）到達、または、避難判断水位到達を予測できる場合 ⑤ 時間あたりの雨量が50mmを超え、なおも同程度の雨量が見込まれるとき ⑥ その他人命保護上、<u>避難の指示</u>を要すると認められるとき
------------------------------------	--

(削除)

ウ 【警戒レベル5】 緊急安全確保

<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保の 発令基準</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 決壊や越流等、災害が発生した場合 ② 土砂災害が発生した場合
--------------------------------------	---

避難指示等の発令基準（震災対策）

改定前

第5節 被害軽減対策

1 避難行動

(1) 避難勧告、避難指示（緊急）

ウ 避難勧告、避難指示（緊急）の発令基準

地震災害により広域的に人命の危険が大きいと予測される場合、又は市民の生命及び身体を災害から保護する必要性を認めた場合は、当該地域住民に対し「避難勧告」、又は「避難指示」を行う。

(ア) 避難勧告

発令基準	① 地震災害が発生した後に、土砂災害の予兆が確認されたとき ② その他人命上、避難の指示を要すると認められるとき
------	---

(イ) 避難指示（緊急）

発令基準	① 余震等により状況が悪化し、避難すべき時期が切迫したとき ② 地震災害が発生した後、二次災害のおそれが迫っていると認められるとき ③ その他緊急に避難する必要があると認められるとき
------	---



改定後

第5節 被害軽減対策

1 避難行動

(1) 避難指示

ウ 避難指示の発令基準

地震災害により広域的に人命の危険が大きいと予測される場合、又は市民の生命及び身体を災害から保護する必要性を認めた場合は、当該地域住民に対し「避難指示」を行う。

発令基準	① 地震災害が発生した後に、土砂災害の予兆が確認されたとき ② その他人命上、避難の指示を要すると認められるとき
------	---

災害対策基本法の改正の概要 (個別避難計画の作成を努力義務化)

<課題>

避難行動要支援者名簿（平成25年に作成義務化）は、約99%の市町村において作成されるなど、普及が進んだものの、いまだ災害により、多くの高齢者が被害を受けており、避難の実効性の確保に課題。

〔近年の災害における犠牲者のうち高齢者（65歳以上）が占める割合〕
令和元年度東日本台風：約65% 令和2年7月豪雨：約79%



<対応>

避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画について、市町村に作成を努力義務化

〔任意の取り組みとして計画の作成が完了している市町村 約12%〕
〔任意の取り組みとして一部の計画の作成が完了している市町村 約50%〕

個別避難計画の作成（災害対策基本法の改正）

改定前

第14節 要配慮者支援計画

1 対策

(2) 避難行動要支援者支援体制の確保

ア 災害時要援護者避難支援プランに基づく支援体制

市は、要配慮者のうち自ら避難することが困難な避難行動要支援者（生活の基盤が自宅にある方のうち、自力で避難することが困難な者等で、「かすみがうら市災害時要援護者避難支援プラン」で定める者。以下同じ。）を適切に避難誘導し安否確認等を行うための措置について定めるとともに、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

（新設）

改定後

第14節 要配慮者支援計画

1 対策

(2) 避難行動要支援者支援体制の確保

ア 災害時要援護者避難支援プランに基づく支援体制

市は、要配慮者のうち自ら避難することが困難な避難行動要支援者（生活の基盤が自宅にある方のうち、自力で避難することが困難な者等で、「かすみがうら市災害時要援護者避難支援プラン」で定める者。以下同じ。）に関する情報を平常時より把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図るため、避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画（以下、「個別避難計画」という。）を含める。



個別避難計画の作成（災害対策基本法の改正）

改定前

（新設）

（新設）

改定後

- （ウ） 避難行動要支援者名簿に記録する事項
避難行動要支援者名簿には、次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。
- a 氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先
 - b 避難支援等を必要とする理由
 - c 避難支援等実施者（避難支援等関係者のうち個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者）の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先
 - d 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
 - e 上記のほか、避難支援等の実施に関し、市長が必要と認める事項
- （エ） 名簿情報の利用及び提供
- a 市は、避難実施に必要な限度で、避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下、「名簿情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外のことで利用することができる。



個別避難計画の作成（災害対策基本法の改正）

改定前

(新設)

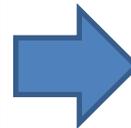
(新設)

改定後

c 市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

(オ) 秘密保持の義務

名簿情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。



南海トラフ地震情報発表時の文言の修正

現在の配備基準

改正案

体制区分	配備基準	災害対策本部等の設置
連絡配備	① 市域で震度4を記録したとき ② 「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」のうち、調査を開始したとする情報が発表されたとき ③ その他、市長が必要と認めたとき	
警戒体制（第1）	① 市域で震度5弱を記録したとき ② 「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」のうち、大規模地震発生の可能性が高まったとする情報が発表されたとき ③ その他、市長が必要と認めたとき	必要に応じて災害警戒本部を設置
警戒体制（第2）	① 市域で震度5強を記録したとき ② その他、災害の規模等の状況により、市長が必要と認めたとき	災害警戒本部を設置 必要に応じて災害対策本部を設置
非常体制	① 震度6弱以上の地震が発生したとき、又は大規模な被害が発生し、総合的な対策を必要とするとき ② その他、災害の規模等の状況により、市長が必要と認めたとき	災害対策本部を設置

体制区分	配備基準	災害対策本部等の設置
連絡配備	① 市域で震度4を記録したとき ② 「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表されたとき ③ その他、市長が必要と認めたとき	
警戒体制（第1）	① 市域で震度5弱を記録したとき ② 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表されたとき ③ その他、市長が必要と認めたとき	必要に応じて災害警戒本部を設置
警戒体制（第2）	① 市域で震度5強を記録したとき ② 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたとき ③ その他、災害の規模等の状況により、市長が必要と認めたとき	災害警戒本部を設置 必要に応じて災害対策本部を設置
非常体制	① 震度6弱以上の地震が発生したとき、又は大規模な被害が発生し、総合的な対策を必要とするとき ② その他、災害の規模等の状況により、市長が必要と認めたとき	災害対策本部を設置

防災機能の強化（災害対策本部機能の強化）

改定前

第8節 情報通信設備等の整備計画

2 対策

- (1) 防災機能の集約化と防災拠点の効果的な配置
災害時には、千代田庁舎（防災センター）及び霞ヶ浦庁舎を防災拠点とし、その機能を十分に発揮するため、様々な防災機能の集約化を図る。

(新設)



改定後

第8節 情報通信設備等の整備計画

2 対策

- (1) 防災機能の集約化と防災拠点の効果的な配置
ア 災害時には、多岐にわたる災害対応を全庁的に統轄しなければならない。このため、千代田庁舎（防災センター）、霞ヶ浦庁舎及びあじさい館を防災拠点とし、その機能を十分に発揮するため、様々な防災機能の集約化を図る。
イ 災害時の情報の収集・分析・共有を容易にし、事後の行動の意思決定に資するため、災害対策本部会議室等のスペース、防災情報システム等をあらかじめ整備し、防災機能の充実・強化に努める。

防災機能の強化（避難所機能の強化）

改定前

第11節 避難計画

8 指定避難所及び指定緊急避難場所の設置

(新設)

(新設)

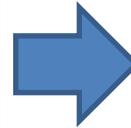
改定後

第11節 避難計画

8 指定避難所及び指定緊急避難場所の設置

(2) 指定避難所においては、災害発生時における避難者の安全を確保するとともに、地域住民の避難所として良好な生活環境を確保するため、施設の耐震強度の向上、非常用発電装置、防災井戸、防災トイレ等の設置や、多目的トイレ、階段のスロープ、エレベータなどの設置等バリアフリー化など、防災機能の強化を図る。

(6) 指定避難所には、災害が発生した際に速やかに指定避難所を開設・運営するために必要な資機材や災害復旧のための資機材等を備蓄しておくための防災倉庫を設置する。



指定避難所・指定緊急避難場所の追加及び削除

1 指定避難所兼指定緊急避難場所に追加及び削除

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策で指定避難所を増やすため、旧牛渡地区公民館及び旧安飾地区公民館を追加
- (2) 指定避難所の旧下大津小学校が解体撤去されるため、解体工事開始以降指定避難所から外すことを※欄に記述

2 指定緊急避難場所の追加及び削除

- (1) 老人福祉センター及び旧志士庫第1公民館が閉館となったため削除
- (2) 指定避難所兼指定緊急避難場所に指定されたため、旧牛渡地区公民館及び旧安飾地区公民館を削除
- (3) 旧志士庫第1公民館の代替として戸沢公園運動広場を追加

指定避難所兼指定緊急避難場所の追加

番号	施設名称	所在地	電話	収容能力	
				面積 (m ²)	人員 (人)
1	志筑小学校	中志筑 2112	0299-37-7071	677	338
2	新治小学校	西野寺 736	0299-22-2314	621	310
3	新治児童館	西野寺 51-1	0299-22-2125	187	93
4	千代田中学校	上佐谷 990	0299-59-3502	1,200	600
5	上佐谷小学校	上佐谷 1837	0299-59-2004	407	203
6	七会小学校	上稲吉 182-2	0299-59-2002	609	304
7	下稲吉小学校	下稲吉 1623-5	0299-59-2054	1,030	515
8	下稲吉中学校	下稲吉 2273-2	029-831-7400	717	358
9	下稲吉東小学校	下稲吉 2286	029-831-8878	672	336
10	旧下大津小学校	加茂 4469	—	401	200
11	霞ヶ浦南小学校	深谷 3360-1	029-897-1231	529	264
12	霞ヶ浦中学校	深谷 3398-2	029-897-1211	1,430	715
13	旧牛渡小学校	牛渡 2873	—	405	202
14	旧佐賀小学校	坂 2039-1	—	408	204
15	歴史博物館収蔵施設	安食 2235	—	408	204
16	霞ヶ浦北小学校	下軽部 1232	029-897-1213	1,278	639
17	旧志土庫小学校	穴倉 1594	—	406	203
18	かすみがうらウエルネスプラザ	穴倉 5462	029-897-1155	1,030	515
19	わかぐり運動公園体育館	新治 1813-2	0299-59-2909	1,015	507
20	体育センター	深谷 3682-2	029-898-2228	1,100	550
21	千代田公民館	上佐谷 991-5	0299-59-5252	264	132
22	千代田講堂	上佐谷 991-5	0299-59-5252	530	265
23	農村環境改善センター	坂 934-1	029-896-1138	459	229
24	あじさい館	深谷 3719-1	029-897-0511	1,034	517
25	働く女性の家	稲吉 3-15-67	029-831-2234	492	246
26	旧牛渡地区公民館	牛渡 2862-3	029-897-0564	208	103
27	旧安飾地区公民館	安食 1075-1	(霞ヶ浦中地区公民館)	222	109
計		27施設		17,739	8,861

※旧下大津小学校は、解体撤去される予定のため、撤去工事開始以降は指定避難所兼指定緊急避難場所の指定を取り消す。

指定緊急避難場所の追加及び削除

番号	施設名称	所在地	電話	備考
4	老人福祉センター	上佐谷33	0299-59-4648	閉館のため
<u>1</u>	やまゆり保育所	五反田298-20	0299-59-2172	
<u>2</u>	第2常陸野公園	中佐谷671-1	—	
<u>3</u>	関鉄自動車工業	上稲吉1828	0299-59-3115	
<u>4</u>	わかぐり保育所	下稲吉519-2	0299-59-2882	
<u>5</u>	稲吉ふれあい公園	稲吉4-10-1	—	
<u>6</u>	勤労青少年ホーム	稲吉2-6-25	029-831-5896	
<u>7</u>	逆西防災広場	稲吉2-9-18	—	
8	旧牛渡地区公民館	牛渡2862-3	—	指定避難所兼 指定緊急避難場所 に指定のため
9	旧安飾地区公民館	安食1075-1	—	
10	旧志土庫地区第1公民館	宍倉3622-4	—	閉館のため
<u>8</u>	旧志土庫地区第2公民館	西成井85	—	
<u>9</u>	大塚ふれあいセンター	下稲吉1868-22	0299-59-4088	
<u>10</u>	旧千代田保健センター	上土田433-2	—	
<u>11</u>	旧霞ヶ浦保健センター	深谷3671-2	—	
<u>12</u>	<u>戸沢公園運動広場</u>	<u>宍倉3604-1</u>	<u>—</u>	
計		12施設		

市行政組織機構の改編に伴う修正

1 部等の修正

- (1) 「都市産業部」 → 「産業経済部」
- (2) 「建設部」 → 「都市建設部」
- (3) 「行財政改革・公共施設等マネジメント推進室」 → 「公共施設等マネジメント推進室」

2 課の修正

- (1) 「秘書広報課」の新設、「情報広報課」 → 「情報政策課」
- (2) 「危機管理課」の新設
- (3) 「生活環境課」 → 「環境保全課」

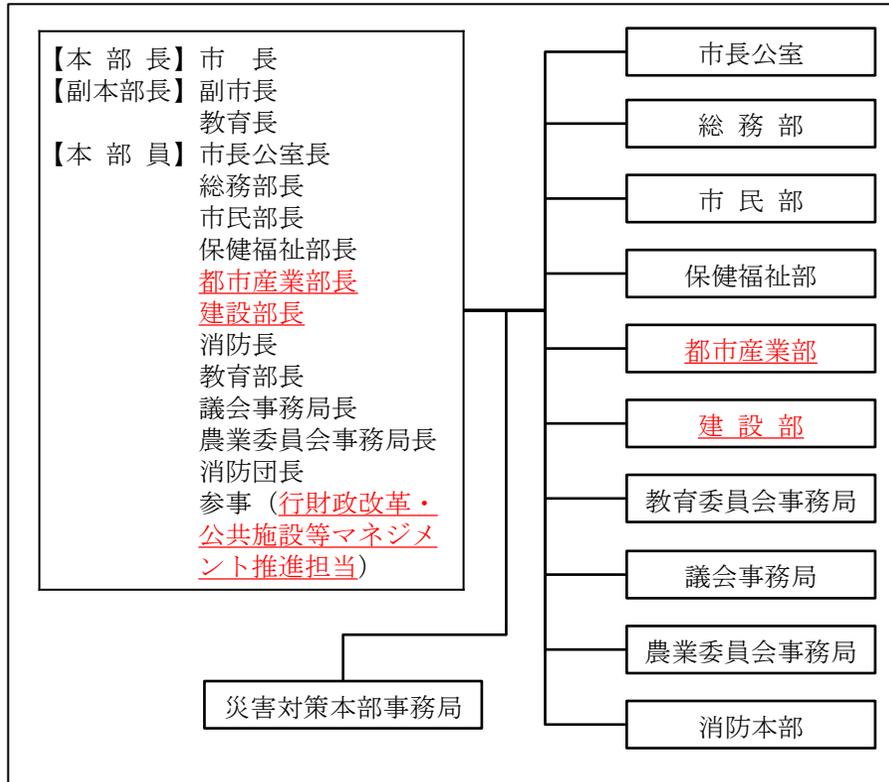
3 業務移管に伴う所属部の変更

- (1) 「都市整備課」：「都市産業部」 → 「都市建設部」
- (2) 「地域未来投資推進課」：「市長公室」 → 「産業経済部」

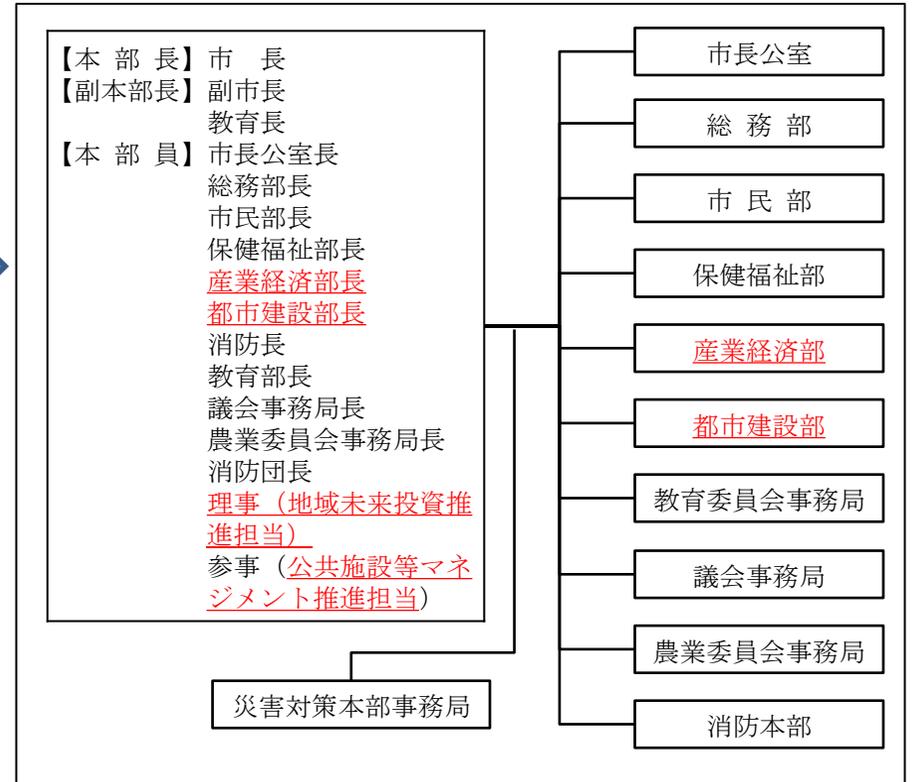
4 理事（地域未来投資推進担当）の追加

災害対策本部組織等の修正

現在の災害対策本部組織



災害対策本部組織の改正案



災害対策本部各対策部の修正

現在の各対策部

各対策部の改正案

部等名	班名	担当課等	事務分掌
災害対策本部		○本部長 ○副本部長 ○本部長	<ol style="list-style-type: none"> 被害状況、対応状況等の災害対策活動の総合調整に関する事 避難勧告・指示、退去の協議、発令 指定地方行政機関、その他の地方公共団体及び公共機関に対する応援の要請に関する事 自衛隊の災害派遣要請に関する事 公費負担等に関する事 災害応急対策に要する経費の処理に関する事 被災者に対する救助及び救護措置に関する事 本部の廃止に関する事 災害救助法等の適応協議に関する事 県災害対策本部との協議に関する事 災害時における人員の動員及び調整に関する事 職員の非常招集に関する事 消防、水防対策に関する事 帰宅困難者に関する事 その他、災害発生時の防衛、又は拡大の防止及び災害復旧のための措置に関する事
災害対策本部事務局(総務部)	本部事務局班	◎総務課 ○政策経営課 ○情報広報課 ○会計課 ○監査委員事務局 ○行財政改革・公共施設等マネジメント推進室 ○市民協働課	<ol style="list-style-type: none"> 災害対策本部会議に関する事 災害情報の収集及び被害の取り纏めに関する事 ライフライン関係機関及び公共交通機関からの情報収集に関する事 気象及び洪水の情報の収集及び伝達に関する事 国、県等からの情報収集に関する事 市民等からの災害情報収集に関する事 電話対応に関する事 指定地方行政機関、その他の地方公共団体及び公共機関に対する応援要請の取り纏めに関する事 物品の調達及び供給に関する事(義援物資を含む) 災害救助法に基づく炊き出し食品の供与の実施及びその指導に関する事 災害救助法に基づく被服寝具、生活必需品の供与及びその指導に関する事 救助物資資材等の輸送に関する事 救助物資等集積拠点の開設及び運営に係る受援に関する事 災害関係費の出納に関する事 災害見舞金、義援金の受領、保管に関する事 その他出納業務に関する事
	危機管理班	○総務課(危機管理担当) (企画監含む)	<ol style="list-style-type: none"> 県に対する報告及び要望の作成に関する事 災害情報の収集に関する事 災害対策本部立ち上げの伺いに関する事 災害対策本部事務局に関する事 各部長等(災害対策本部長)に対する参集指示に関する事 本部長及び副本部長の補佐に関する事 災害対策本部の全般統制に関する事 関係機関へ災害対策本部会議への参加要請に関する事 茨城県防災情報ネットワークシステム、災害情報共有システム(Lアラート)に関する事 砂防の災害調査に関する事
市長公室	秘書班	◎政策経営課	<ol style="list-style-type: none"> 本部長及び副本部長との連絡調整に関する事 マスコミとの連絡調整に関する事 本部長特命事項に関する事



部等名	班名	担当課等	事務分掌
災害対策本部		○本部長 ○副本部長 ○本部長	<ol style="list-style-type: none"> 被害状況、対応状況等の災害対策活動の総合調整に関する事 避難勧告・指示、退去の協議、発令 指定地方行政機関、その他の地方公共団体及び公共機関に対する応援の要請に関する事 自衛隊の災害派遣要請に関する事 公費負担等に関する事 災害応急対策に要する経費の処理に関する事 被災者に対する救助及び救護措置に関する事 本部の廃止に関する事 災害救助法等の適応協議に関する事 県災害対策本部との協議に関する事 災害時における人員の動員及び調整に関する事 職員の非常招集に関する事 消防、水防対策に関する事 帰宅困難者に関する事 その他、災害発生時の防衛、又は拡大の防止及び災害復旧のための措置に関する事
災害対策本部事務局(総務部)	本部事務局班	◎総務課 ○政策経営課 ○情報政策課 ○会計課 ○監査委員事務局 ○公共施設等マネジメント推進室 ○市民協働課	<ol style="list-style-type: none"> 災害対策本部会議に関する事 災害情報の収集及び被害の取り纏めに関する事 ライフライン関係機関及び公共交通機関からの情報収集に関する事 気象及び洪水の情報の収集及び伝達に関する事 国、県等からの情報収集に関する事 市民等からの災害情報収集に関する事 電話対応に関する事 指定地方行政機関、その他の地方公共団体及び公共機関に対する応援要請の取り纏めに関する事 物品の調達及び供給に関する事(義援物資を含む) 災害救助法に基づく炊き出し食品の供与の実施及びその指導に関する事 災害救助法に基づく被服寝具、生活必需品の供与及びその指導に関する事 救助物資資材等の輸送に関する事 救助物資等集積拠点の開設及び運営に係る受援に関する事 災害関係費の出納に関する事 災害見舞金、義援金の受領、保管に関する事 その他出納業務に関する事
	危機管理班	○危機管理課	<ol style="list-style-type: none"> 県に対する報告及び要望の作成に関する事 災害情報の収集に関する事 災害対策本部立ち上げの伺いに関する事 災害対策本部事務局に関する事 各部長等(災害対策本部長)に対する参集指示に関する事 本部長及び副本部長の補佐に関する事 災害対策本部の全般統制に関する事 関係機関へ災害対策本部会議への参加要請に関する事 茨城県防災情報ネットワークシステム、災害情報共有システム(Lアラート)に関する事 砂防の災害調査に関する事
市長公室	秘書班	◎秘書広報課	<ol style="list-style-type: none"> 本部長及び副本部長との連絡調整に関する事 マスコミとの連絡調整に関する事 本部長特命事項に関する事

災害対策本部各対策部の修正

現在の各対策部

各対策部の改正案

部等名	班名	担当課等	事務分掌
市長公室 (つづき)	財政班	○政策経営課	① 災害予算に関する事
	広報班	◎情報広報課	① 市民等への広報に関する事 ② その他広報に関する事
	工商班	地域未来投資推進課	① 商工業の災害関係の調査に関する事 ② 災害地の商工業の指導に関する事 ③ 災害救助に係る労働者の確保及び供給に関する事 ④ 企業への災害復旧資金の融資に関する事 ⑤ 被災者の就職斡旋に関する事 ⑥ 救助用物資の斡旋に関する事 ⑦ 救助用食料の斡旋に関する事
総務部	職員班	○総務課	① 職員の被害状況の把握と対策に関する事
	管財班	◎検査管財課	① 市有財産の災害調査に関する事 ② 市所有車両の配車に関する事 ③ 庁舎等の被害調査及び復旧に関する事 ④ 燃料の確保に関する事
	調査班	◎税務課 ○納税課	① 住家の被害状況の調査 ② り災証明に関する事 ③ り災台帳の作成に関する事 ④ 災害に伴う市税等の減免に関する事 ⑤ 住家の被害状況の調査に係る受援に関する事 ⑥ り災証明に係る受援に関する事
市民部	市民班	◎市民協働課 ○市民課 ○国保年金課	① 市民等からの災害情報収集に関する事 ② 電話対応に関する事 ③ 避難所（働く女性の家）の開設及び運営管理に関する事 ④ 避難所の運営に係る受援に関する事
	環境衛生班	◎生活環境課	① ごみ収集及び処理に関する事 ② 災害地の清掃に関する事 ③ がれきの収集及び処理に関する事 ④ 仮設トイレの手配及び設置に関する事 ⑤ 衛生関係災害の調査に関する事 ⑥ ペットの飼育指導に関する事 ⑦ 一般・産業廃棄物処理に係る受援に関する事
保健福祉部	社会福祉班	◎社会福祉課	① 人的被害及び住家の被害状況の調査に関する事 ② 要配慮者の支援及び安否確認に関する事 ③ 社会福祉施設の被害調査及び援護に関する事 ④ 日本赤十字社茨城支部救護班の出動要請に関する事 ⑤ 福祉避難所の開設及び運営管理に関する事 ⑥ 福祉避難所の運営に係る受援に関する事 ⑦ 避難所の設置及びその指導に関する事 ⑧ 災害ボランティアに関する事 ⑨ 死体の搜索処理、埋葬の実施及びその指導に関する事 ⑩ 応急仮設住宅の災害り災者の援助に関する事
	介護福祉班	◎介護長寿課	① 人的被害及び住家の被害状況の調査に関する事 ② 要配慮者の支援及び安否確認に関する事 ③ 社会福祉施設の被害調査及び援護に関する事 ④ 避難所（あじさい館）の開設及び運営管理に関する事 ⑤ 避難所の運営に係る受援に関する事
	児童福祉班	◎子ども家庭課	① 人的被害及び住家の被害状況の調査に関する事 ② 要配慮者の支援及び安否確認に関する事 ③ 社会福祉施設（児童館・大塚ふれあいセンター）の被害調査及び援護に関する事 ④ 避難所（新治児童館）の開設及び運営管理に関する事 ⑤ 避難所の運営に係る受援に関する事



部等名	班名	担当課等	事務分掌
市長公室 (つづき)	財政班	○政策経営課	① 災害予算に関する事
	広報班	◎秘書広報課	① 市民等への広報に関する事 ② その他広報に関する事
総務部	職員班	○総務課	① 職員の被害状況の把握と対策に関する事
	管財班	◎検査管財課	① 市有財産の災害調査に関する事 ② 市所有車両の配車に関する事 ③ 庁舎等の被害調査及び復旧に関する事 ④ 燃料の確保に関する事
市民部	調査班	◎税務課 ○納税課	① 住家の被害状況の調査 ② り災証明に関する事 ③ り災台帳の作成に関する事 ④ 災害に伴う市税等の減免に関する事 ⑤ 住家の被害状況の調査に係る受援に関する事 ⑥ り災証明に係る受援に関する事
	市民班	◎市民協働課 ○市民課 ○国保年金課	① 市民等からの災害情報収集に関する事 ② 電話対応に関する事 ③ 避難所（働く女性の家）の開設及び運営管理に関する事 ④ 避難所の運営に係る受援に関する事
市民部	環境衛生班	◎環境保全課	① ごみ収集及び処理に関する事 ② 災害地の清掃に関する事 ③ がれきの収集及び処理に関する事 ④ 仮設トイレの手配及び設置に関する事 ⑤ 衛生関係災害の調査に関する事 ⑥ ペットの飼育指導に関する事 ⑦ 一般・産業廃棄物処理に係る受援に関する事
	社会福祉班	◎社会福祉課	① 人的被害及び住家の被害状況の調査に関する事 ② 要配慮者の支援及び安否確認に関する事 ③ 社会福祉施設の被害調査及び援護に関する事 ④ 日本赤十字社茨城支部救護班の出動要請に関する事 ⑤ 福祉避難所の開設及び運営管理に関する事 ⑥ 福祉避難所の運営に係る受援に関する事 ⑦ 避難所の設置及びその指導に関する事 ⑧ 災害ボランティアに関する事 ⑨ 死体の搜索処理、埋葬の実施及びその指導に関する事 ⑩ 応急仮設住宅の災害り災者の援助に関する事
保健福祉部	介護福祉班	◎介護長寿課	① 人的被害及び住家の被害状況の調査に関する事 ② 要配慮者の支援及び安否確認に関する事 ③ 社会福祉施設の被害調査及び援護に関する事 ④ 避難所（あじさい館）の開設及び運営管理に関する事 ⑤ 避難所の運営に係る受援に関する事
	児童福祉班	◎子ども家庭課	① 人的被害及び住家の被害状況の調査に関する事 ② 要配慮者の支援及び安否確認に関する事 ③ 社会福祉施設（児童館・大塚ふれあいセンター）の被害調査及び援護に関する事 ④ 避難所（新治児童館）の開設及び運営管理に関する事 ⑤ 避難所の運営に係る受援に関する事
	保育班	○子ども家庭課	① 保育対策に関する事
	医療対策班	◎健康づくり推進課	① 災害地の防疫に関する事 ② 医療スタッフによる応急救護に関する事 ③ 救急患者の収容及び診療助産に関する事 ④ 医療材料の調達及び供給に関する事 ⑤ 医療担当会議に関する事 ⑥ 他の病院への応援依頼に関する事

災害対策本部各対策部の修正

現在の各対策部

各対策部の改正案

部等名	班名	担当課等	事務分掌
保健福祉部 (つづき)	保育班	○子ども家庭課	① 保育対策に関する事
	医療対策班	◎健康づくり増進課	① 災害地の防疫に関する事 ② 医療スタッフによる応急救護に関する事 ③ 救急患者の収容及び診療助産に関する事 ④ 医療材料の調達及び供給に関する事 ⑤ 医療担当会議に関する事 ⑥ 他の病院への応援依頼に関する事 ⑦ 地区医師会との連絡調整に関する事 ⑧ り災者の医療救護に関する事 ⑨ 心のケアに関する事 ⑩ 避難所(かすみがうらウエルネスプラザ)の開設及び運営管理に関する事 ⑪ 避難所の運営に係る受援に関する事 ⑫ 健康・保健活動(保健師、管理栄養士等の派遣)に係る受援に関する事
都市産業部	農林水産班	◎農林水産課	① 農作物の災害調査に関する事 ② 農地及び農業用施設の災害調査に関する事 ③ 林業関係の災害調査に関する事 ④ 家畜の災害対策に関する事 ⑤ 家畜の飼育供給並びに草地飼料作物畑の復旧に関する事 ⑥ 家畜伝染病の予防及び防疫に関する事 ⑦ 災害農作物の技術対策に関する事 ⑧ 耕地の災害対策に関する事 ⑨ 農地、農業用施設における災害復旧に係る協力要請に関する事
	観光班	◎観光課	① 観光施設等の被害調査及び復旧に関する事 ② 避難所(農村環境改善センター)の開設及び運営管理に関する事 ③ 避難所の運営に係る受援に関する事
	都市整備班	◎都市整備課	① 民間家屋の危険度判定に関する事 ② 警戒・危険区域への立入り制限・禁止及び区域外への退去命令に関する事 ③ 公園等の被害状況調査に関する事 ④ 応急仮設住宅の設置及び維持管理に関する事 ⑤ 災害救助法に基づく仮設住宅の設置計画及び住宅の応急修理計画に関する事 ⑥ 道路(土浦千代田工業団地内)の冠水時の対策に関する事 ⑦ 開発関係の災害の調査に関する事 ⑧ 被災建築物応急危険度判定に係る受援に関する事 ⑨ 被災宅地危険度判定に係る受援に関する事
建設部	土木班	◎道路課	① 土木機械の運用に関する事 ② 土木災害の情報に関する事 ③ 道路、橋梁の災害調査及び復旧に関する事 ④ 河川の災害調査及び復旧に関する事 ⑤ 障害物の除去の実施及びその指導に関する事 ⑥ 道路及び河川等における災害復旧に係る協力要請に関する事
	下水道班	◎上下水道課	① 下水道施設(雨水幹線含む。)の災害調査及び復旧に関する事 ② 下水道施設における災害復旧に係る受援に関する事
	上水道班	◎上下水道課	① 応急給水に関する事 ② 応急給水に係る受援に関する事 ③ 給水源の確保に関する事 ④ 上水道施設の被害調査及び復旧に関する事 ⑤ 上水道施設における災害復旧に係る受援に関する事



部等名	班名	担当課等	事務分掌
保健福祉部 (つづき)	医療対策班 (つづき)	◎健康づくり増進課 (つづき)	⑦ 地区医師会との連絡調整に関する事 ⑧ り災者の医療救護に関する事 ⑨ 心のケアに関する事 ⑩ 避難所(かすみがうらウエルネスプラザ)の開設及び運営管理に関する事 ⑪ 避難所の運営に係る受援に関する事 ⑫ 健康・保健活動(保健師、管理栄養士等の派遣)に係る受援に関する事
産業経済部	農林水産班	◎農林水産課	① 農作物の災害調査に関する事 ② 農地及び農業用施設の災害調査に関する事 ③ 林業関係の災害調査に関する事 ④ 家畜の災害対策に関する事 ⑤ 家畜の飼育供給並びに草地飼料作物畑の復旧に関する事 ⑥ 家畜伝染病の予防及び防疫に関する事 ⑦ 災害農作物の技術対策に関する事 ⑧ 耕地の災害対策に関する事 ⑨ 農地、農業用施設における災害復旧に係る協力要請に関する事
	商工班	地域未来投資推進課	① 商工業の災害関係の調査に関する事 ② 災害地の商工業の指導に関する事 ③ 災害救助に係る労働者の確保及び供給に関する事 ④ 企業への災害復旧資金の融資に関する事 ⑤ り災者の就職斡旋に関する事 ⑥ 救助用物資の斡旋に関する事 ⑦ 救助用食料の斡旋に関する事
	観光班	◎観光課	① 観光施設等の被害調査及び復旧に関する事 ② 避難所(農村環境改善センター)の開設及び運営管理に関する事 ③ 避難所の運営に係る受援に関する事
都市建設部	都市整備班	◎都市整備課	① 民間家屋の危険度判定に関する事 ② 警戒・危険区域への立入り制限・禁止及び区域外への退去命令に関する事 ③ 公園等の被害状況調査に関する事 ④ 応急仮設住宅の設置、維持管理及び入居手続きに関する事 ⑤ 災害救助法に基づく仮設住宅の設置計画及び住宅の応急修理計画に関する事 ⑥ 道路(土浦千代田工業団地内)の冠水時の対策に関する事 ⑦ 開発関係の災害の調査に関する事 ⑧ 被災建築物応急危険度判定に係る受援に関する事 ⑨ 被災宅地危険度判定に係る受援に関する事
	土木班	◎道路課	① 土木機械の運用に関する事 ② 土木災害の情報に関する事 ③ 道路、橋梁の災害調査及び復旧に関する事 ④ 河川の災害調査及び復旧に関する事 ⑤ 障害物の除去の実施及びその指導に関する事 ⑥ 道路及び河川等における災害復旧に係る協力要請に関する事
	下水道班	◎上下水道課	① 下水道施設(雨水幹線含む。)の災害調査及び復旧に関する事 ② 下水道施設における災害復旧に係る受援に関する事
建設部	上水道班	◎上下水道課	① 応急給水に関する事 ② 応急給水に係る受援に関する事 ③ 給水源の確保に関する事 ④ 上水道施設の被害調査及び復旧に関する事 ⑤ 上水道施設における災害復旧に係る受援に関する事

災害対策本部各対策部の修正

現在の各対策部

部等名	班 名	担当課等	事務分掌
教育委員会	庶務班	◎学校教育課 ○生涯学習課 ○スポーツ振興課	① 教育施設の被害調査及び復旧に関する事 ② 児童・生徒の安全確認に関する事 ③ 災害救助法に基づく学用品の供与に関する事 ④ 文化財の被害調査及び復旧に関する事
	避難所班	○学校教育課 ◎生涯学習課 ○スポーツ振興課	① 避難所の開設及び運営管理に関する事 ② 避難所の運営に係る受援に関する事
消防本部		◎消防総務課 ○警防課 ○予防課 ○西消防署 ○東消防署	① 消防対策会議に関する事 ② 水防業務に関する事 ③ 被災家屋からの人命救助に関する事 ④ 広域消防応援の受け入れ及び調整に関する事 ⑤ 消防（緊急消防援助隊）派遣要請に関する事 ⑥ ヘリコプターの派遣要請に関する事 ⑦ 消火活動や救助活動に係る協力要請に関する事 ⑧ 災害情報の収集連絡に関する事 ⑨ 被害状況の把握及び記録集計に関する事 ⑩ 避難誘導に関する事 ⑪ 消防施設の被害調査及び復旧に関する事 ⑫ その他消防に関する事
議会事務局		○議会事務局	① 市議会議員の安否確認に関する事 ② 災害に対する議員活動に関する事 ③ 市議会議員との連絡調整に関する事
農業委員会事務局		○農業委員会事務局	① 委員の安否確認に関する事 ② 会長・会長代理への連絡調整に関する事



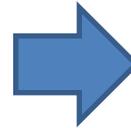
各対策部の改正案

部等名	班 名	担当課等	事務分掌
教育委員会	庶務班	◎学校教育課 ○生涯学習課 ○スポーツ振興課	① 教育施設の被害調査及び復旧に関する事 ② 児童・生徒の安全確認に関する事 ③ 災害救助法に基づく学用品の供与に関する事 ④ 文化財の被害調査及び復旧に関する事
	避難所班	○学校教育課 ◎生涯学習課 ○スポーツ振興課	① 避難所の開設及び運営管理に関する事 ② 避難所の運営に係る受援に関する事
消防本部		◎消防総務課 ○警防課 ○予防課 ○西消防署 ○東消防署	① 消防対策会議に関する事 ② 水防業務に関する事 ③ 被災家屋からの人命救助に関する事 ④ 広域消防応援の受け入れ及び調整に関する事 ⑤ 消防（緊急消防援助隊）派遣要請に関する事 ⑥ ヘリコプターの派遣要請に関する事 ⑦ 消火活動や救助活動に係る協力要請に関する事 ⑧ 災害情報の収集連絡に関する事 ⑨ 被害状況の把握及び記録集計に関する事 ⑩ 避難誘導に関する事 ⑪ 消防施設の被害調査及び復旧に関する事 ⑫ その他消防に関する事
議会事務局		○議会事務局	① 市議会議員の安否確認に関する事 ② 災害に対する議員活動に関する事 ③ 市議会議員との連絡調整に関する事
農業委員会事務局		○農業委員会事務局	① 委員の安否確認に関する事 ② 会長・会長代理への連絡調整に関する事

各対策班の責任者等の修正

現在の対策部の対策部長(責任者)

部等名	班名	班長(責任者)	備考(次責任者)
災害対策本部事務局	本部事務局班	総務課長	企画監(行財政改革・公共施設等マネジメント推進担当)
	危機管理班	総務部企画監(危機管理担当)	総務課課長補佐(危機管理担当)
市長公室	秘書班	政策経営課長	秘書室長
	財政班	政策経営課課長補佐(財政担当)	政策経営課財政担当係長
	広報班	情報広報課長	情報広報課課長補佐
	商工班	地域未来投資推進課長	地域未来投資推進課課長補佐
総務部	職員班	総務課課長補佐(人事給与担当)	総務課職員担当係長
	管財班	検査管財課長	検査管財課課長補佐
	調査班	税務課長	納税課長
市民部	市民班	市民協働課長	国保年金課長
	環境衛生班	生活環境課長	生活環境課課長補佐
保健福祉部	社会福祉班	社会福祉課長	社会福祉課課長補佐
	介護福祉班	介護長寿課長	介護長寿課課長補佐
	児童福祉班	子ども家庭課長	大塚児童館長
	保育班	子ども家庭課課長補佐	やまゆり保育所長
	医療対策班	健康づくり増進課長	健康づくり増進課課長補佐
都市産業部	農林水産班	農林水産課長	農林水産課課長補佐
	観光班	観光課長	観光課課長補佐
	都市整備班	都市整備課長	都市整備課課長補佐
建設部	土木班	道路課長	道路課課長補佐
	下水道班	上下水道課長	上下水道課課長補佐(下水道担当)
	上水道班		上下水道課課長補佐(上水道担当)
教育委員会	庶務班	学校教育課長	教育指導室長、歴史博物館長
	避難所班	生涯学習課長	スポーツ振興課長 学校教育課課長補佐(教育施設担当)
消防本部		消防総務課長	警防課長
議会事務局		議会事務局長補佐	議会事務局庶務調査担当係長
農業委員会事務局		農業委員会事務局長補佐	農業委員会農地担当係長



各班等の責任者の改正案

部等名	班名	班長(責任者)	備考(次責任者)
災害対策本部事務局	本部事務局班	総務課長	企画監(公共施設等マネジメント推進担当)
	危機管理班	危機管理課長	危機管理課課長補佐
市長公室	秘書班	秘書広報課長	秘書広報課秘書担当係長
	財政班	政策経営課長	政策経営課課長補佐(財政担当)
	広報班	秘書広報課課長補佐	秘書広報課広報担当係長
	職員班	総務課課長補佐(人事給与担当)	総務課職員担当係長
総務部	管財班	検査管財課長	検査管財課課長補佐
	調査班	税務課長	納税課長
市民部	市民班	市民協働課長	国保年金課長
	環境衛生班	環境保全課長	環境保全課課長補佐
保健福祉部	社会福祉班	社会福祉課長	社会福祉課課長補佐
	介護福祉班	介護長寿課長	介護長寿課課長補佐
	児童福祉班	子ども家庭課長	大塚児童館長
	保育班	子ども家庭課課長補佐	やまゆり保育所長
	医療対策班	健康づくり増進課長	健康づくり増進課課長補佐
産業経済部	農林水産班	農林水産課長	農林水産課課長補佐
	商工班	地域未来投資推進課長	地域未来投資推進課課長補佐
都市建設部	観光班	観光課長	観光課課長補佐
	都市整備班	都市整備課長	都市整備課課長補佐
	土木班	道路課長	道路課課長補佐
	下水道班	上下水道課長	上下水道課課長補佐(下水道担当)
	上水道班		上下水道課課長補佐(上水道担当)
教育委員会	庶務班	学校教育課長	教育指導室長、歴史博物館長
	避難所班	生涯学習課長	スポーツ振興課長 学校教育課課長補佐(教育施設担当)
消防本部		消防総務課長	警防課長
議会事務局		議会事務局長補佐	議会事務局庶務調査担当係長
農業委員会事務局		農業委員会事務局長補佐	農業委員会農地担当係長